報告第3号

専決処分の報告及び承認について

我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、急を要すると認め、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

令和7年6月2日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

## 報告理由

我孫子市国民健康保険税条例の一部改正について専決処分したので、その承認を求めるため報告するものです。

写

# 専 決 処 分 書

我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙の とおり専決処分する。

令和7年3月31日

我孫子市長 星 野 順一郎

## 理 由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて急を要するため

## 我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

我孫子市国民健康保険税条例 (昭和34年条例第2号) の一部を次のように 改正する。

# 改正後

(課税額)

(課税額)

## 第2条 略

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯 主(前条第2項の世帯主を除く。) 及びその世帯に属する国民健康保 険の被保険者につき算定した所得 割額並びに被保険者均等割額及び 世帯別平等割額の合算額とする。た だし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える 場合においては、基礎課税額は、<u>66</u> **万円**とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援 金等課税額は、世帯主(前条第2項 の世帯主を除く。)及びその世帯に 属する被保険者につき算定した所 得割額及び被保険者均等割額の合 算額とする。ただし、当該合算額が 26万円を超える場合においては、後 期高齢者支援金等課税額は、26万円 とする。

#### 4 略

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げ

## 第2条 略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。

改正前

3 第1項第2号の後期高齢者支援 金等課税額は、世帯主(前条第2項 の世帯主を除く。)及びその世帯に 属する被保険者につき算定した所 得割額及び被保険者均等割額の合 算額とする。ただし、当該合算額が 24万円を超える場合においては、後 期高齢者支援金等課税額は、24万円 とする。

### 4 略

(国民健康保険税の減額)

|第21条 次の各号のいずれかに掲げ

る国民健康保険税の納税義務者に 対して課する国民健康保険税の額 は、第2条第2項本での基礎課税額 からア及び占据額に指額に指額が 万円を超える場合には、66万円) 同条第3項本立の後期が過去を 領して得た額(当該減額で 金等課税額がら当該減額で が26万円を超える場合には、26万 円)並びに同条第4項本との介護納額に が17万円を超える場合には、17万 円)の合算額とする。

- (1) 略
- (2) 法第703条の5第1項に規定 する総所得金額及び山林所得金額 の合算額が、43万円(納税義務者 並びにその世帯に属する国民健帯 所属者のうち給与所得者等の数万円 に当該給与所得者等の数万円 に当該給与所得者等の数万円 に当該給与所得者等の数下円 に当該給与所得者等の数で得者を 減じた数に10万円を乗じて得る及 び特定同一世帯所属者1人につき 305,000円を加算した金額を超え ない世帯に係る納税義務者(前号

- (1) 略
- (2) 法第703条の5第1項に規定 する総所得金額及び山林所得金額 の合算額が、43万円(納税義務者 並びにその世帯に属する国民健康 保険の被保険者及び特定同一世帯 所属者のうち給与所得者等の数万円 に当該給与所得者等の数万円 に当該給与所得者等の数で得る 減じた数に10万円を乗じて得ると 額を加算した金額)に被保険者及 び特定同一世帯所属者1人に超え び特定同一世帯所属者2 295,000円を加算した金額を超え ない世帯に係る納税義務者(前号

に該当する者を除く。) アからエまで 略

(3) 法第703条の5第1項に規定 する総所得金額及び山林所得金額 の合算額が、43万円(納税義者 並びにその世帯に属する国の数百 でにそのででのでは、43万円の数百 ででででは、43万円の数万 では、43万円の数万 では、43万円の数万 では、43万円の数万 では、43万円を は、43万円を は、43万円を は、10万円を では、43万円を では、43万円を は、10万円を では、10万円を には、10万円を には、10万円を

アからエまで 略

2及び3 略

に該当する者を除く。) アからエまで 略

(3) 法第703条の5第1項に規定 する総所得金額及び山林所得金額 の合算額が、43万円(納税義務者 並びにその世帯に属する国民世帯 所属者のが大きない場合にある。) を対象を対象を対した金額を加算した金額を び特定同一世帯所属者1人に超え が地では、43万円を 減じた数に10万円を 額を加算した金額と び特定同一世帯所属者1人に超え ない世帯に係る納税義務者(前2 号に該当する者を除く。)

アからエまで 略

2及び3 略

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の我孫子市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。